問：新住民は家族全員の所得及び財産リストをどうやって申請するのですか？

答：以下の証明書類を揃えて、お近くの国税局各分局、稽徴所または服務処全機能カウンターで申請してください。

1.国民身分証所持者：

(1)本人の国民身分証正本。

(2)同一世帯中の配偶者及び成年親族の国民身分証。

(3)未成年子女の財産、所得資料の問い合わせには、法定代理人の国民身分証が必要な他、未成年の子女が身分証を所持していない場合には、未成年子女と父母との関係を証明する書類を提出してください。

(4)委任状(同一世帯中配偶者及び成年親族または本人以外の申請者の問い合わせに適用)。

(5)同意書(未成年子女の問い合わせに適用)。

(6)代理人の国民身分証正本(本人以外の申請者に適用)。

2.居留証のみ所持者：

本人の居留証正本が必要な他、前項(2)～(6)と同様。但し代理人も居留証のみ所持者の場合には、居留証正本が必要。

問：新住民の総合所得税申告はどのようにしますか？

答：

1.国民身分証所持者：

申告の方法は、国民の総合所得税申告方法と同じで、毎年5月1日から5月31日までを期限として、決算申告書に記載して国税局各分局、稽徴所(税務署に当たる)及びサービスセンターへ赴き、前年度の総合所得総額の項目及び金額、また減免、控除の事実を申告し、一年間の納付税額に基づいて源泉徴収税額から減らしたり、税額控除したりして納付決算税額を計算し、申告前に各人で納付する。

2.居留証のみ所持者：

(1)新住民で当年の居留日数が183日未満の場合：

源泉徴収義務者は新住民に代わって非居住者源泉徴収課税の手続きを行うので、5月の所得税決算申告は行わなくて良い。新住民が国内居住者配偶身分を取得した時には、国民と共に総合所得税合算申告をする。

(2)新住民で当年の居留日数が183日以上の場合：

申告の方法は、国民の総合所得税申告方法と同じ。ただ、居留証を持っているので、新住民は外僑納税義務者となり、国民がその配偶者となり外僑総合所得税を申告する事もできる。または国民が納税義務人となり、新住民が国内居住者配偶者身分として一般総合所得税を申告することもできる。

問：アルバイト/パートの所得が高くなくても所得税を申告する必要がありますか？

答：

1.独身で、かつ扶養親族がいない場合：

所得が当年度免税額及び標準控除額の合計額を超えていない場合には、申告する必要はありません。所得に「給与所得」がある場合には、控除可能な「給与所得特別控除額」を上乗せでき、控除可能な免税額、標準控除額及び給与所得特別控除額合計額の限度内であれば、申告する必要はありません。

2.配偶者及び扶養親族がいる場合：

総合所得税は世帯申告制であるため、納税義務者、配偶者及び被扶養親族の各所得は、納税義務者が合併して申告しなければならないため、アルバイト/パートの所得も同配偶者及び扶養親族の

所得といっしょに申告しなければなりません。申告世帯の総合所得総額が第1点に記載の控除可能額を未超過なら、申告する必要はありません。但し「源泉徴収税額」の還付を申告する必要があるなら、申告しなければ還付は受けられません。

問：配偶者が新住民で、結婚してすでに何年も経っています。毎年夫婦合算で総合所得税を申告していますが、5月の申告期間に所得調査をしたところ、配偶者の所得及び控除額の資料が出なかったのはなぜですか？どのように手続きすれば良いですか？

答：現行では5月の申告期間に、納税義務者は所得及び控除額資料を調査しますが、配偶者が国民身分証統一番号を有していない場合、納税義務者身分証番号で直接新住民配偶者資料を出すことができないので、別に新住民配偶者居留証で調査手続きした後、合算申告する。

問：私は新住民ですが、夫の総合所得税税額試算通知書には私の資料がありませんがどうしてですか？どのように手続きしますか？

答：現行の税額試算通知書は、今現在、国民身分証統一番号を有する者の資料しか出すことができない。もし、合算申告をしたい場合、別に主動、二次元コードまたはインターネット方式で関連資料を再度書込(キーイン)して申告する。

問：配偶者との関係が悪くなったり、暴力を受けたりして別居している場合、合算で所得申告するのは困難だが、どうすればいいですか?

答：別居して半年以上経過していることを裁判所に申立した裁定書、または家庭内暴力保護法令等の裁判所証明書コピーを提出し、申

告時に「別居」と記入すれば、税額を分けて計算でき、独身者のように所得税を分離申告できる。もしも上記の規定に合わず、合算申告ができない場合は、申告書に配偶者の氏名及び国民身分証統一番号を記載しなければならないが、国税局によって税額を合算して計算する。もし別々に書類を発行しなければならない場合、申請書を別に添付してください。

問：台湾で仕事を持っていて身分証を取得していない場合には、源泉徴収税額の還付をどのように申請するのですか？

答：台湾で仕事を持っていて身分証を取得していない場合に、源泉徴収された所得税の還付を申請するには、配偶者と合併して総合所得税を申告しなければ還付されません。

問：夫婦間贈与は贈与税が課税されますか？

答：夫妻間で相互贈与された財産は贈与総額に計上されず、贈与税は免除される。但し財産権移転登記が必要な案件については、国税局に申告しなければならず、国税局に依る贈与総額不計上証明書の発給によって、名義変更手続きを行う。

問：店を開くなど自営業の場合には、どのように営業登記を行うのですか？どのように営業税は課税されるのですか？

答：

1.店舗の営業を開始する前に、店印、私印、身分証を準備し、設立登記申請書に記入し、所在地の国税局に税籍登記を行ってください。

2.物品販売(小規模食堂、洋服店など)で毎月の売上が8万元に達しているか、労務販売(ネイルサロンなど)で毎月の売上が4万元に達している場合には、営業税が課税されます。

3.毎月の売上が20万元に達しない場合には、国税局は売上の1%を営業税として課税しますが、平均で毎月の売上が20万元に達している場合には、統一発票使用の標準に達します。統一発票使用の商店は売上の5%の販売項目税額から、入荷項目税額を差し引いて計算し納税し、二ヶ月毎に国税局に納付営業税を申告しなければなりません。

問：インターネットでの商品販売に営業登記は必要ですか？
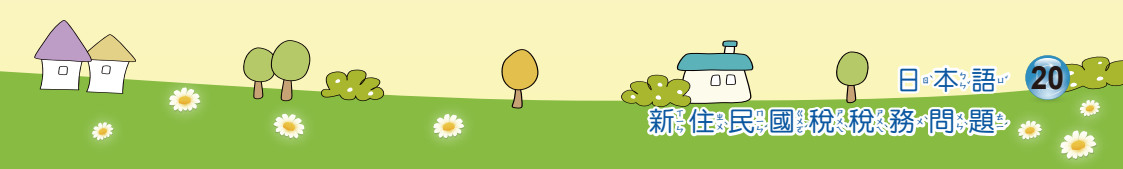
答：インターネットを使用して商品或いは労務を販売し、当月の商品販売額が8万元に達しない場合、労務販売額が4万元に達しない場合には、税籍登記をする必要はありません。但し、当月の売上が8万元に達する場合、労務販売が4万元以上の場合には、国税局に税籍登記を行い、営業税を申告し納付しなければなりません。